

# 児童手当などの 手続をしましょう

問い合わせ／こども家庭課（市役所4階）  
☎55-2738 ㊟51-0247

	受給資格者など	請求者の所得制限など	手当の月額など	申請に必要なもの			
児童手当	0歳～中学3年修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人	所得制限限度額は、扶養人数によって異なります。所得額は、給与収入の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の額です。また、その額から医療費控除額などが控除されます。	<b>所得制限限度額未満の場合</b> 【3歳未満】 一律 1万5,000円 【3歳以上小学6年生まで】 3人目以降 1万5,000円 1人目・2人目 1万円 【中学生】 一律 1万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●申請者の健康保険証もしくは年金加入証明書（用紙はこども家庭課へ）</li> <li>●請求者の個人番号カードもしくは通知カード及び運転免許証などの顔写真つき身分証明書</li> <li>●配偶者の個人番号カードもしくは通知カード</li> </ul>			
		<table border="1"> <tr> <th>扶養人数(例)</th> <th>所得制限限度額</th> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>774万円</td> </tr> </table>	扶養人数(例)		所得制限限度額	2人	698万円
扶養人数(例)	所得制限限度額						
2人	698万円						
4人	774万円						
児童扶養手当	次に該当する18歳以下（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者 ●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ●父または母が重度の障害の状態にある ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている	例）扶養人数2人の場合の所得制限限度額 125万円	児童1人 4万2,500円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子家庭等の確認書</li> <li>●申請者と児童の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）</li> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●申請者の健康保険証</li> <li>●申請者の年金手帳</li> </ul> ※申請者本人による事前相談が必要です。			
		例）扶養人数2人の場合の所得制限限度額 268万円	児童1人 所得に応じて 1万300円～ 4万2,490円		2人目 所得に応じて 5,020円～ 1万400円  3人目以降 所得に応じて 3,010円～ 6,020円		
母子家庭等医療費	次に該当する20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者及び20歳未満の児童 ●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ●父または母が重度の障害の状態にある ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている	所得税が課せられていない世帯 ※所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数や、寡婦（夫）控除のみなし適用により、対象になる場合があります。	<b>助成の範囲</b>				
		なし	保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補填された医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象にならないもの（個室使用料・健康診断料・容器代など）は助成対象外です。 ※平成28年7月診療分から食事療養標準負担額が助成の対象になりました。				
こども医療費	対象年齢  0歳から18歳到達後最初の3月31日まで	<b>自己負担金</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●健康保険証（対象者全員分）</li> </ul>			
		<table border="1"> <tr> <th>通院の場合</th> <th>入院の場合</th> </tr> <tr> <td>1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。</td> <td>なし (食事療養標準負担額を含む)</td> </tr> </table>	通院の場合		入院の場合	1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。	なし (食事療養標準負担額を含む)
通院の場合	入院の場合						
1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。	なし (食事療養標準負担額を含む)						
処方箋の交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありません。 ※保険診療の対象にならないもの（個室使用料・健康診断料・容器代など）は助成対象外です。							

※申請済みの人は、手続は不要。「児童扶養手当」と「母子家庭等医療費」の手続は、申請者本人がこども家庭課へ。  
※どの制度も、申請内容により、欄内の項目以外のものが必要になる場合があります。